

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第94回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成31年3月28日（木）13時57分～14時59分  
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、  
三友 仁志、山下 東子、吉田 裕美子

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、  
山碕事業政策課長、佐伯市場評価企画官、大村料金サービス課長、  
大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐、  
藤田電気通信技術システム課長、  
安東電気通信技術システム課番号企画室長

第3 議題

（1）答申事項

電気通信番号規則の制定等について【諮問第3113号】

（2）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通  
信設備に関する接続約款の変更の認可（平成31年度の接続料の改定等）につ  
いて【諮問第3115号】

（3）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行

政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

(4) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信業務に係る効率化のための具体的方策について

## 開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第94回を開催いたします。

本日の部会には委員6名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

本件の議題はお手元の議事次第にございますように、答申事項1件、諮問事項1件、それから、当部会の決定事項の改定1件及び報告事項1件でございます。

それでは、議事次第に書かれている順序のとおりに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 議 題

### (1) 答申事項

電気通信番号規則の制定等について【諮問第3113号】

○新美部会長 最初に、諮問第3113号、電気通信番号規則の制定等についてお諮りいたします。

本件は、本年1月25日開催の当部会において総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されていることから、意見招請につきましては諮問を要しない事項の部分も含めまして、一体として1月26日から2月25日までの間、総務省において実施していただきました。

その結果を踏まえまして、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は電気通信番号委員会の主査であります、相田専門委員より委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと存じます。

それでは、相田専門委員、よろしくお願ひいたします。

○相田専門委員　それでは、電気通信番号規則の制定等につきまして、電気通信番号委員会における調査の結果をご報告いたします。資料94-1をご覧ください。

本件の概要につきましては、11ページ以降に具体的な記載がございますが、改正電気通信事業法の施行に伴い、電気通信番号に関する制度整備を行うとともに、固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方の情報通信審議会答申を踏まえた制度整備を行うものです。

先ほど部会長からご紹介いただきましたように、省令告示案につきましては、平成31年1月26日から2月25日までの間、総務省におきまして意見募集を実施いたしました。寄せられたご意見を踏まえまして、3月18日に開催いたしました電気通信番号委員会におきまして、調査・検討を行い当委員会の考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、資料の1ページ目にあります報告書の1に示しましたとおり、「本件、電気通信番号規則の制定等については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省からご説明いただけるということでございますので、お願いしたいと思ひます。

○新美部会長　ありがとうございます。

それでは、総務省のほうからよろしくお願ひします。

○安東電気通信技術システム課番号企画室長　総務省番号企画室でございます。

まず、94-1の中で、今回行う制度整備について簡潔にご説明をさせていただきます。13ページ目をご覧ください。ポンチ絵になってございます。

上段の囲みのとおり、電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備するものでございます。

具体的には右下の図のとおり、固定電話番号や携帯電話番号などの番号種別ごとの使用条件を整理した一覧表でございます電気通信番号計画を総務大臣が作成

します。番号の指定を受けようとする事業者は、その番号計画に従って番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けることが必要となります。また、新たな番号制度においては、卸先事業者においても番号使用計画を作成し認定を受けるか、  
手続イメージの右上の赤枠でございますが、総務大臣が使用計画のひな形として定める標準電気通信番号使用計画に従った番号使用計画を作成することで認定申請が不要となるみなし認定を受けることが必要となります。

番号計画に定める使用条件においては、固定電話番号を使用した転送電話役務に関するもの、PSTNからIP網への移行に対応したIP-IP接続に係る網間信号接続に関するもの、固定電話番号における双方向番号ポータビリティに関するものなども新たに規定しております。

次に意見募集の結果をご説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。意見提出件数はご覧の8件でございます。3ページ目をご覧ください。意見及びそれに対する考え方をご説明いたします。

まず、全般について、意見1-1としてNTT東西から、「今回の制度整備の趣旨を踏まえ、利用者利便の確保を図るべく、番号の効率的な使用に努め、サービスの円滑な提供に取り組んでいく」、意見1-2としてMicrosoftから、「本改正案は、固定電話番号の使用について、品質や信頼性を維持しながらも、新しいサービスの創出を促進する指針となるものとする」との賛同のご意見をいただいております。

続きまして4ページ目をご覧ください。電気通信番号計画案について、意見2-1としてNTT東西から、「PSTNのIP網への移行、固定電話番号に係る双方向番号ポータビリティ等については、関係事業者間で、利用者利便の確保を図りながら、円滑な移行に向けた取組を進めている。総務省においては、今後とも、関係事業者間の協議状況等を注視し、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、柔軟な制度の運用をお願いしたい」。

意見2-2としてKDDIから、固定電話番号に係る双方向番号ポータビリティの実現について、5ページ目になりますが、意見2-3としてNTTドコモから、IP網における網間信号接続の実現について同趣旨のご意見をいただいております。これに対する考え方は、4ページ目にお戻りいただきまして、「賛同のご意見として承ります。本改正案は固定電話網の円滑な移行の在り方、情報通信

審議会答申を踏まえ、固定電話番号及び携帯電話番号においてIP-IP接続に対応したENUM方式による網間信号接続を実施すること及び固定電話番号の双方向番号ポータビリティを可能とすることを規定するものです。今後、総務省においては事業者間の協議状況を十分注視しつつ、当該規定を適切に運用するとともに、固定電話番号及び携帯電話番号以外の電気通信番号に関する取扱いも含め、PSTNのIP網への移行の段階に応じ、必要な規定の整備を行っていくことが適当です」としております。

続きまして5ページ目をご覧ください。意見3としてKDDIから、「固定電話番号を使用した電話転送役務について、これを卸電気通信役務として提供する場合には、最終利用者の本人特定事項、活動の拠点等の確認は、当該卸電気通信役務の提供先（卸先事業者）が直接実施すると認識している。引き続き、番号指定事業者や卸電気通信事業者に対する管理・監督を希望する」とのご意見をいただいております。固定電話番号を使用した転送電話については、その識別性や信頼性を確保するために本人確認等の規定が設けられておりまして、これに対する確認でございます。これに対する考え方は、「賛同のご意見として承ります。なお、ご意見のとおり、最終利用者の本人特定事項、活動の拠点等の確認については、原則として当該最終利用者と契約を締結する電気通信事業者が直接実施することとなります。また、当該確認の義務は、固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する全ての電気通信事業者に課せられるものであり、総務省において電気通信番号使用計画の認定を通じて管理・監督を行うこととなります。固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者が卸電気通信役務の提供を行う場合には、当該卸電気通信役務の提供先（卸先事業者）に、当該確認の義務を履行させるよう、管理・監督を行うことが求められます」としております。

引き続きまして6ページ目、意見4としてKDDIから転送電話に関するご意見でございます。「転送電話サービスは法人等において、さまざまな事情を有する従業員の多様な働き方を実現する一助になる等、社会的に有用な側面のあるサービスである。固定電話番号を使用した転送電話における本人確認について、一般の法改正の趣旨に逸脱しない範囲において、法人等の利用者にとって過度な負担とならないよう、可能な限り柔軟な運用を認めていただきたい」とのご意見をいただいております。この点に関しましては、7ページ目の上段でございますが、

今回、番号規則において参照しました犯罪収益移転防止法施行規則においては、一定の対面確認についての緩和措置が規定されているものでございまして、これを念頭に意見が出ているものでございます。これに対する考え方につきましては、「賛同のご意見として承ります。なお、固定電話番号を使用した電話転送役務については、電気通信番号計画において、本人確認を含む電気通信事業者が満たすべき条件が示されており、原則として電気通信事業者からの電気通信番号使用計画を総務省において個別に審査・認定することとされています。総務省においては、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、最終利用者の保護を図る観点から、制度を適切に運用することが適当です。また、電気通信事業者から示された具体的な手法を個別に審査・認定する際には、今般参考とした犯罪による収益の移転防止に関する法律の運用も踏まえることが適当です」としております。

7 ページ目をご覧ください。意見5として個人の方から、「転送電話サービスは時代遅れで、廃止することが望ましい。付加価値の低いテレワークを維持する意味と価値がない」とのご意見をいただいております。これに対する考え方は、「固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件については、『固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方』情報通信審議会答申を踏まえて規定するものです。同答申に示されたテレワークなどでのニーズや働き方改革に寄与し、利用者利便に資する」といった点を記載しております。

8 ページ目をご覧ください。標準電気通信番号使用計画案、みなし認定を受けるための基準となる案について、意見6として個人の方から、「同名の法人等が複数存在した場合に生じる問題を回避するため、標準電気通信番号使用計画案の各様式に法人番号の記入欄を設けるべき」とのご意見をいただいております。これに対する考え方は、「標準電気通信番号使用計画案の様式は、制度施行後の電気通信事業法第50条の2第3項の規定により認定を受けたものとみなされることを希望する電気通信事業者が、電気通信番号使用計画を作成する際のひな形となるものです。当該電気通信番号使用計画は該当する事業者において作成し、適切に運用されることを求めるものでございますが、総務大臣へ届出等を行うことまでは求めておりません。このため、標準電気通信番号使用計画案の様式では、法人番号の記入欄を設けていないものです。なお、同法第50条の2第1項の規

定により、番号使用計画の認定を受けるために総務大臣への申請を行う際の様式及び電気通信番号を使用する電気通信事業者に対して毎年度の報告を求める様式には法人番号の記入欄が設けられており、ご意見にある同名の法人等が存在する場合にも特定が可能なものとされています」としております。

9 ページ目をご覧ください。最後に諮問対象外となりますが、意見7として個人の方から、関連する省令附則についても今回の番号制度の制定に伴う形式的な改正を行うべき旨のご意見をいただいております。これに対する考え方は、「総務省において、ご意見のとおり修正することが適当です」とした上で、当該省令については行政手続法の規定に基づき意見募集を実施していない旨を記載しているところでございます。

説明は、以上でございます。

○新美部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、特段ご意見はございませんようですので、諮問第3113号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

## (2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成31年度の接続料の改定等）について【諮問第3115号】

○新美部会長 続きまして諮問案件に移りたいと思います。

諮問第3115号、平成31年度の接続料の改定等に係る東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可についてお諮りいたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長 資料94-2に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、94-2の目次でございますように、1ページ目が諮問書でございます。3ページ目以下に申請概要をつけさせていただいておりますので、こちらでご説明させていただきたいと思っております。

3ページをご覧ください。今回の申請の内容は大きく4点に分けられます。①実績原価方式に基づく接続料の改定等、②加入光ファイバに係る接続料の改定等、③次世代ネットワークに係る接続料の改定等、そして、④長期増分費用方式に基づく接続料の改定でございます。以下、資料に沿いまして、主な変更内容をご説明させていただきます。

5ページ目でございますが、まず、先ほどの4点のうちの①から③までについてご説明させていただきます。

6ページ目をご覧ください。こちらの申請はNTT東日本、NTT西日本から今年20日に申請があったものでございまして、実施予定期日としては認可の後、原則として本年4月1日に遡及して適用することとされております。

7ページ目をご覧ください。こちらは実績原価方式により算定される接続料としてのドライカップの接続料の推移を示したグラフでございます。ドライカップの接続料につきましては、需要の減少などの影響によりまして、平成27年度以降は上昇傾向にございまして、平成30年度もほぼ横ばいという水準にございましたが、平成31年度につきましては、平成28年度に実施した残価一括償却の影響がなくなったこと、また、営業費用の減少、メタル減損を実施したことなどの影響によりまして、前年度に比べて低減することになってございます。

次の8ページをご覧ください。こちらは加入光ファイバの接続料の推移でございます。加入光ファイバの接続料につきましては、NTT東日本・西日本ともに、平成28年度から31年度にかけて、既に4年間低減する水準で認可済みでございます。したがって、平成31年度に適用される接続料として、この予測と実績の乖離を調整するための改定を行うというのが今回の申請でございますが、この乖離額調整の結果として、いずれも認可済みの接続料よりも水準が低減することになってございます。

具体的にはその下の括弧書きにございますように、シングルスター方式におい

て、NTT東日本26円、NTT西日本21円の低減。また、シェアドアクセス方式においては、NTT東日本65円、NTT西日本55円低減することになってございます。

次に9ページをご覧ください。ここからがNGNの接続料の改定等についてでございます。NGNの接続料につきましては、平成30年度から制度改正の結果として、横串の機能ごとの接続料が算定されることになってございます。

こちらを具体的に算定した結果というのが次の10ページでございます。機能ごとに見ていただきますと、NTT東日本・西日本とも、多くの機能で平成30年度と比べて接続料が低下していることが大きな傾向として言えようかと思いません。

こちらについて、次の11ページは、横串の機能ごとの接続料ではなくて、実際に適用される形態での適用接続料で見るとどうなるかを表で示したものでございます。先ほどの横串との関係で言うと縦串ということになるかと思いません。こちらについては、トラフィック把握の精緻化の影響、また、保守業務等の内製化やシステム化の推進などといったコスト削減の影響によりまして、金額が低減していることがお分かりいただけるかと思いません。例えば、ひかり電話で用いられている機能であるIGS接続で見ますと、NTT東日本で6.4%、NTT西日本で9.3%低下しているということでございます。また、2番目の丸ですけれども、今回の申請では特徴的なものとして、優先クラスとベストエフォートクラスとの単金に差をつけるために、新たにQoS制御係数というものを策定して採用していることが挙げられると思いません。

次のページ以下で今回の特徴的な内容について簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、次の12ページをご覧ください。こちらが、今触れさせていただいたトラフィック把握の精緻化でございます。これは1番目の丸にございますように、いわゆるマルチキャストのトラフィックにつきましては、中継ルータなどの下部のポートでパケットが複製されて配信される仕組みとなっております。このマルチキャストのトラフィックの実態を把握して、今回、接続料算定に反映することを行っているということでございます。具体的には、これまでは収容ルータの下のオレンジ色のポイントでトラフィックを測定していたということですのでけれども、その下

のルータの各ポートでパケットが複製されるということで、今回、中継ルータについては緑色のポイントで、また、伝送路については青色のポイントでトラヒックを把握することとしたということでございます。具体的な調査結果を踏まえたトラヒックは右下の表に掲げているとおりでございます、かなり数値が変わっているのがお分かりいただけようかと思います。

続きまして13ページ以下で、先ほど触れた、新たに採用したQoS制御係数についてご説明をさせていただきます。パケットについては右上の点線の中にご覧いただけますように、ベストエフォートクラスのパケットと最優先、高優先、優先の3種類の優先クラスのパケットがございますが、そのようなベストエフォートクラスと優先クラスという違いがある中で、優先制御、帯域制御という2つの制御を行っているということでございます。具体的には、まず、優先制御として、中継ルータで品質クラスに応じて優先クラスのパケットを他のクラスのパケットよりも優先して転送する品質確保のための制御を行ってございます。また、下ですけども、帯域制御ですが、パケットの伝送において一定の揺らぎがございまして、それ生じたとしても一定の通信品質が確保されるように、この揺らぎを考慮して、若干帯域を上乗せして制御することを行っております。

次の14ページをご覧ください。このような品質クラス別の制御を行っていることを反映して、共用の設備費用を配賦する際に重みづけをするための係数として、今回、QoS制御係数というものを開発したということでございます。具体的には下の手順1から手順4まで書いてございますが、手順1が帯域制御の反映でございます。こちらについては、最優先クラス、高優先クラスのトラヒックに帯域制御係数というものの、これは昨年度までも用いていたQoS換算係数と呼ばれていたものでございますが、こちらを乗じた値を入力値として入力いたします。その後、優先制御を反映するわけですが、この手順2から手順4までが今回新たに加わったところでございます。具体的には手順2として、今4クラスございますが、あるクラスのトラヒックが入力値から一定量増加した場合に、まずは各クラスの遅延時間を増加させないようにするために必要となる設備量をクラスごとに求めます。次に手順3として、その求められた必要設備量の最大値をとることで、あるクラスでトラヒック増加が生じても全てのクラスの遅延時間が増加しないようにするために必要となる設備量を求めます。その上で手順4として、クラ

スごとの必要設備量をベストエフォートクラス、最下位クラスについて求めた必要設備量を1とする値に変換して係数の値とするということでございます。手順2から手順4までにより求めた係数の値というのがその下に表として書いているものでございます。これらのQoS制御係数について、コスト配賦の対象としては、②でございますように、中継ルータ・伝送路に適用することとしているものでございます。

15ページ以下、新たな係数につきましては、これは参考でございますので、簡単にご説明させていただきますが、3行目にありますように、接続料の算定に関する研究会でNGNのコストドライバの見直しに関するワーキンググループを設けまして、主査は相田先生にお就きいただいて、4回にわたって検討してきた結果として整理されたというものでございます。

こちらについて、次の16ページが先ほどご説明させていただいた手順2から手順4までをより詳細におまとめいただいた結果でございます。ワーキンググループでは17ページの5ポツ目でございますように、係数自体について算定させていただいたわけですが、一方で、その係数の適用範囲、また、昨年度までございましたQoS換算係数との関係については多様な意見が示されて、結果として、ワーキンググループとして限られた関係者で結論を得るよりは、オープンな場での検討を継続的に行うことが適当ではないかということになってございました。

以下、17ページ、18ページ、19ページは、そこで出されていたご意見を整理したものでございます。

そういうご議論を踏まえた上で20ページをご覧ください。ワーキンググループでの検討終了後、NTT東日本・西日本でコストドライバの新たな係数の適用範囲、また、既存の係数との併用の方法について再検討をし、その結果を踏まえて最初にご説明させていただいた形で申請があったということでございます。

次に21ページをご覧ください。こちちについては、需要、原価の予測方法についてでございます。枠の中の1行目でございますように、今回のNGN接続料の算定に用いられました需要、原価の予測値の現行の算定方法につきましては、他の合理的な方法が直ちに見出せないという現状におきましては、不合理である

とまでは認められないと考えてございます。しかしながら、NGN接続料につきましては、予測と実績が乖離した場合の調整額というものがゼロとなっておりますので、その乖離については、実収入が実費用を上回る場合、下回る場合、どちらもありますけれども、いずれにしても調整されないことがないということでございますので、両者の予測と実績の乖離の推移を注視することが重要ではないかと考えてございます。

その考えから、過去5年間の予測と実績の関係について、21ページ以下に簡単にまとめさせていただきました。21ページは、まず、NTT東日本の需要でございます。需要につきましては、実績が上振れしますと、結果として接続料はより低廉でよかったということになるものと考えております。aが認可申請時の予測、bが実績でございます。そして、eが乖離率で、乖離率の5年間の平均がfになってございます。こちらについて、NTT東日本の需要の予測、通信回数、通信時間も年度によって振れはございますが、平均すると通信回数については5.0%上振れしており、また、通信時間については1.9%上振れしているということでございます。

次の22ページが同様にNTT西日本のものでございます。結果だけ申し上げますと、通信回数について、5年間の平均で6.7%、通信時間については3.0%上振れしているということでございます。

また、23ページ、24ページが原価でございます。主な原価として、SIPサーバの設備管理運営費とメディアゲートウェイの設備管理運営費を挙げておりますが、原価につきましては、端的に言うと、実績が下振れしていると接続料はより低廉な水準でよかったということになるものと認識しております。先ほどと同様に5年間の乖離率の平均で見ますと、NTT東日本のSIPサーバの設備管理運営費はマイナス4.0%、メディアゲートウェイについてはプラス1.0%ということになっております。

24ページをご覧くださいますと、NTT西日本で、それぞれ実績が予測と比べてマイナス5.0%、プラス5.3%という水準になっているものでございます。

なお、25ページでございますけれども、具体的な予測の方法ですが、枠の中の1番目の丸にございますように、設備管理運営費の予測値につきましては2年前の実績値を基準として、取得固定資産の増減率等に加え効率化率を3%加味し

て算定していることと、また、2番目の丸ですけれども、需要側は前々年度トラフィック実績を基準に、ひかり電話施設数の増加、他の通信先施設数の変動等を加味して算定することになっておりまして、後者の需要につきましては下の表のような形で行われてございます。

ここで1点だけ補足させていただきたいのですが、右下にございますように、1加入当たりのトラフィックの変動率については、総務省で公表しているトラフィック値、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測していただいております。具体的には変動率の10年平均を使用しているということでございます。この平成29年の数値というのが申請の段階で未公表であったため、平成27年、28年の平均値というものを使用されたということでございます。

次の26ページが使用された数値の主なものでございます。一番下にございますように、この数値というのは昨年1月31日に総務省から公表された値ですが、認可申請の後、今月26日に数値の修正を公表しております。この数値の修正の影響はそれほど大きくないと伺っておりますけれども、その扱いにつきましては別途検討し、相談させていただきたいと思っておりますのでございます。

次に27ページをご覧ください。これは制度改正を踏まえた改定として、いくつかのものを行っているものでございます。網機能提供計画制度の見直しへの対応、また2番目として、接続機能の休廃止時の周知に関する制度改正への対応、さらに次の28ページに、先ほどございました電気通信番号規則の制定に伴う改定を行っているということでございます。

次に29ページ以下で、網終端装置の増設基準について、総務省からの行政指導を踏まえた改定というものを行っておりますので、その概要についてご説明させていただきます。

まず、29ページでございますが、網終端装置ですけれども、これは点線枠内でございますように、NTT東日本・西日本が接続先のISPごとに設置するものでございまして、下のグラフにございますように、インターネットの通信量が増加している中で、それに対応するためにISPから接続装置の増設の要望が出ているというものでございます。NTT東日本・西日本は1装置当たりのセッション数が一定数に達する場合に増設できるという基準を設定しているのが前提としてございます。

この網終端装置の増設に関しまして、30ページをご覧ください。昨年2月に総務省令を改正し、また、併せてNTT東日本・西日本に総務省から要請をさせていただきます。具体的な省令の改正の内容としては点線の中にございますように、増設基準の基本的事項を約款記載事項とすることとしており、NTT東日本・西日本で約款に記載を追加していただいているところでございます。併せて行った要請というのが、その下の枠内に書いてあるものでございます。その結果として、一番下にございますように、昨年6月1日に増設基準が20%緩和されることになってございました。

しかしながら、その後でございますけれども、昨年12月にこの網終端装置に関しまして、業務の適正化の必要があるということで、総務省からNTT東日本・西日本に対して行政指導をしております。その内容が31ページでございます。具体的には、NTT東日本では同一の網終端装置について、接続約款によらず、増設基準の違いに応じて異なる接続料額を請求している実態が確認されました。また、NTT東日本・西日本の両社ともに増設基準について、これは接続条件に該当するものであるにもかかわらず、接続約款に根拠がない状態で設定されていた場合があったということでございます。

この行政指導の対象になった網終端装置のメニューというのが次の32ページでございます。赤枠の中にあるメニューについて、接続約款によらずに同一の設備であるにもかかわらず、異なる接続料額を請求していたものでございます。

この行政指導に対して、33ページでございますが、NTT東日本・西日本では、1行目にございますように、厳粛に受けとめて、運営が適正・合理的になるように対応を徹底するというところをご報告いただくとともに、今回関係する部分としましては、指導事項(2)のところですが、このメニューについて接続事業者の確認をしたところ、円滑な事業運営に大きな支障が生じるため、利用できなくなるのは困るので、速やかに接続約款の認可申請を行ってほしいというご意見があったということでございます。具体的なご意見は34ページにあるとおりでございます。

前置きが若干長かったです。これらを踏まえまして、35ページですが、今回、申請で追加される接続約款の定めがこちらでございます。具体的には赤枠で囲っているところですが、経過的なものとして、附則に規定を追加すると

いうことでもあります。具体的に、まず、本則からご覧いただければと思うのですが、原則としては左側にあります「B型、C型等」と書いているところですが、網終端装置の①がインタフェース相当以外の部分の機能、②がインタフェース相当部分の負担を行うための機能でして、この②の部分というのが接続事業者、ISPが負担する部分でございます。本則ではこのような形以外に増設専用のD型として、全て接続事業者、ISPが負担するメニューも用意されているということが③でございます。これに加えて、経過的なものとして、右側の附則のところの④でございますが、増設基準のしきい値に反比例する形でISPの負担額が上昇するようなメニューというものを規定しているものでございます。この附則に規定している④のメニューでございますけれども、これは経過的なものであるということで、下に枠で書いてある約款変更案の2番目のポツにございますように、申込みの受付は平成32年6月末まで実施することとしているものでございます。なお、この改正規定については、一番下にございますように、本年1月1日に遡及して適用するという申請の内容になってございます。

続きまして、37ページをご覧ください。37ページからその他規定の変更でございます。幾つかの内容がございますが、1番目は今ございました網終端装置の増設の関係で、増設基準なしメニューから増設基準ありメニューに移行する期間限定での特別措置を附則に規定するものでございます。そのほか、オフトーク通信のサービス提供終了に伴い関係する記述を削除するもの、次のページに移っていただきまして、柔軟課金機能に係る改定、さらに39ページ、コロケーション配分上限量に関する改定、番号ポータビリティシステム・光概算納期システムの更改に伴う精算用単金に係る改定、最後に40ページですが、事前調査申込み手続に係る改定として、いくつかの改定が併せて行われているところでございます。

これらの算定された接続料について、41ページですが、接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）を行ってございます。これは価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないかどうかを検証するものでございます。41ページの図にございますように、まず、接続料と利用者料金を比較するわけですが、その両者の差分がサービスごとに比較する場合には20%、また、※2で書かせていただいておりますけれども、サービスメニューごとに比較する場合

については、利用者料金が接続料を上回っているのであれば問題なしとするものであり、そうではなく両者が近接している場合などはスタックテスト不適合であるとして、具体的に不当な競争を引き起こさないことを示す論拠というものを示していただき、不当競争性があるかないかというのを個別に判断するとしているものであり、最終的に不当競争性があると判断された場合には、一番下ですけれども、接続料または利用者料金の変更を求めることになっているものでございます。

この結果でございますが、サービスごとに検証した結果が42ページの表に載っているものでございます。ご覧いただいている表のとおりでございますが、右側のNTT西日本の上から3番目、フレッツADSLを除きましては両社の差分が20%以上になっているということで、スタックテストについて問題なしと判断されるものでございます。

このNTT西日本のフレッツADSLに基準額を下回るバツがついているところですが、こちらにつきましては上の2番目の丸に書いてございますように、NTT西日本から論拠を示していただきまして、それを踏まえまして、この基準額を下回った主な要因というのが、この検証区分、フレッツADSLの接続料総額の8割を占める地域IP網にかかる接続料、この水準が高止まりしていることによるものであるということですが、接続事業者はその機能を利用せずに、競争的にDSLサービスを提供していると考えられるということであり、また、ブロードバンドサービスにおきましては、地域IP網の機能というのはNGNの機能より代替されているということから、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかったとしているところでございます。

次に43ページでございます。こちらはサービスごとではなく、サービスメニュー単位で検証した結果でございます。ご覧いただきましたとおりで、利用者料金との比較でいずれも水準を満たしているということでございます。

以上が①番から③番の改定等の内容でございます。次に44ページ、長期増分費用方式に基づく接続料の改定の概要をご説明させていただきます。

こちらは45ページにございますように、申請の概要としては先ほどと同様の形での申請が行われています。NTT東日本・西日本から3月20日に申請があったものでございまして、実施予定期日は認可の後、4月1日に遡及して適用す

ることとされているものでございます。

この長期増分費用方式に基づく接続料算定ですが、46ページの上の枠の1番目の丸にありますように、NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を、モデルを作成することによって算定しているものでございまして、現在、加入者交換機、中継交換機などのPSTN接続料の算定に適用されているものでございます。

47ページをご覧ください。今回、第8次モデルとしてモデルの改定を行いまして、(1)の1番目の丸にございますように、2つのモデル、従来のPSTNを前提としたPSTN-LRICモデルというものと、IP網で構築した場合のコストを算定するIP-LRICモデルという2つのモデルを策定いたしました。この両モデルの適用につきましては制度改正を行った際に、2番目の丸のように整理をしているところでございます。すなわち、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定し、その結果、価格圧搾のおそれが生じる場合などには両モデルの組み合わせに移行を進めることとしているものであります。この価格圧搾のおそれがあるかどうかは、スタックテストの指針を参考にして策定したLRIC検証によって利用者料金と接続料を比較して、両者の差分が営業費相当基準額未満になるかどうかにより判断を行うということでございます。

その検証の結果が47ページの右下にあるとおりですけれども、いずれも営業費相当基準額以上ということでございますので、平成31年度接続料はPSTN-LRICモデルにより算定することとなっているものでございます。

この算定の結果でございますが、49ページ、50ページは例年と同様でございますけれども、通信量の算定につきましては、通信形態別に前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定してサービス別トラヒックとし、また、機能別トラヒックをそれぞれの機能ごとの経由回数を考慮して算定してございます。

また、50ページですが、コスト側につきましては、先ほどの第8次モデルのうちのPSTN-LRICモデルにより算定した結果として、このような数字が掲げられてございます。このうちの加入者交換機能につきましては、これも従来

と同じですが、き線点RT-GC間伝送路コストについて除外した上で、NTSコストの付け替えを行って算定しているものでございます。

それらをベースに算定した結果が51ページ以下の表に掲げているものでございます。こちらが加入者交換機能など機能ごとの接続料をまとめたものでございまして、これを実際適用されるGC接続、IC接続の接続料として見たものが51ページの下の枠内にあるとおりでございます。GC接続料6.87円、IC接続料8.06円ということになってございます。

54ページをご覧いただきますと、LRIC方式の接続料ですが、今ご説明させていただきましたように、今回は第8次モデルで適用している右端のところですが、前年と比べますとほぼ横ばいということになってございます。過去数次にわたってモデルを見直して算定してきた結果がこのように推移してきているということでございます。

55ページ以下はその他の変更内容の詳細でございますので、ご説明は割愛させていただきます。また、参考資料をその後につけさせていただいているところでございます。

以上、申請の概要でございますが、審査結果を101ページにつけさせていただいております。いずれの審査事項につきましても、関係するものにつきましては「適」と考えてございますので、101ページの4行目に書いてございますように、「認可することが適当と認められる」とさせていただいているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○新美部会長　ありがとうございます。変更のポイントは多岐にわたりますが、それぞれ丁寧に説明していただきました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。吉田委員、お願いたします。

○吉田委員　先ほどのご説明に対し消費者としての要望として、固定電話は一般家庭で使われておりますけれども、企業とか団体での利用もかなり多いので、今後、料金が下がっていくことを要望しておきます。

○新美部会長　ご要望として承らせていただきます。

それでは、そのほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。山下委員、お願

いします。

○山下委員 32ページの網終端装置の件ですが、これは不適切なメニューであったと聞いていますが、このメニューを選んで、それによってサービスの提供が円滑に進んだ業者の方もいらっしゃるということなので、今後、この取り扱いをどうするかということについては、利便性と公平性と呼ぶのでしょうか、両方の観点からご検討いただければなと思います。

○新美部会長 ご意見ということでよろしいですか。

○山下委員 はい。意見として申し上げます。

○新美部会長 この点、何か総務省のほうでお答えいただくことありますか。

○大磯料金サービス課課長補佐 ご意見ありがとうございます。基本的に利便性という意味には事業者様にとっての利便性と、あと、最終利用者、消費者あるいは法人利用者の方々にとっての利便性と両方の意味があると思いますけど、そういった視点を踏まえて、今後も引き続きいろいろなことを検討していくものだと思っております。

ご指摘いただいたところは特定の網終端装置のメニューに関するものですが、NGNにおいてトラフィック増加にどう対応するかというところは大きな課題であると考えております。ありがとうございます。

○新美部会長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2回実施することといたしまして、第1回目の意見募集期間は明日3月29日から5月7日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討していただいた上で最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 よろしいようですので、その旨決定させていただきます。

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

○新美部会長　それでは続きまして、当部会決定でございます。「諮問を要しない軽微な事項について」の改定に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　事務局からご説明申し上げます。お手元の資料94-3をご覧くださいと思います。

ページをめくっていただきまして、2ページ目に改正の概要を掲載しております。電気通信事業法第50条第2項の規定によりまして、電気通信番号計画を作成することとなっておりますが、これらの作成に関しましては、同法に基づいて、本審議会、情報通信行政・郵政行政審議会の必要的諮問事項とされております。

この電気通信番号計画作成のうち、以下の2点につきましては、軽微な事項として取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

1点目でございますが、事業法第50条の12の規定によりまして、電気通信番号の指定、あるいは変更等の事実といったものをこの計画に記載する場合がございます。これらは既に生じた事実を記載することとなりますので、番号計画の規定の趣旨を実質的に変更するものではないという観点から、諮問を要しない軽微な事項とさせていただければと思っております。

2点目につきましては、当計画の別表に本人確認の方法が規定されております。これらは犯罪による収益の移転防止に関する法律に準じて定められてございますが、その法律の改正に伴いまして、本人確認方法を変更する場合につきましても、同様に実質的な変更ではないという観点から諮問を要しない軽微な事項とさせていただければと考えております。関連の条文等は以下の資料をご覧くださいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○新美部会長　ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明ありました点にご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特に意見がございませんようですので、本件につきましては、案のとおり当審議会の諮問を要しない軽微な事項としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　ありがとうございます。そのように決定させていただきたいと思っています。

#### (4) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

○新美部会長　続きまして、報告事項に移ります。「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策」について、両社についての効率化のための具体的な方策について、総務省からご説明をよろしくお願いします。

○大村料金サービス課長　資料94-4に基づき、ご説明させていただきます。

表紙におめくりいただきまして、1ページに報告概要をまとめさせていただいてございます。

まず、経緯でございますが、ユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等について初年度の2006年(平成18年度)の認可の際、当時の情報通信審議会から設備利用部門の費用の効率化などについて報告するようご要望がございまして、そのご要望を受けて、NTT東日本・西日本から報告があった結果をまとめてご報告させていただくものでございます。

次に、報告の概要でございます。平成31年度につきましても、平成30年度の見込みとしての設備利用部門の費用から7%の費用の効率化を行う予定になっているということでございます。参考として、効率化のための具体的方策を挙げさせていただいてございます。

例年と類似の項目が多いものでございますが、人員のスリム化や業務の集約、業務の集約としては、NTT西日本は拠点の集約、NTT東日本は受付体制のエリアフリー化による効率化を推進するものでございます。また、集約による空きスペースの貸し付け、社宅等の集約、廃止・売却による保有コストの削減などの

資産の活用・スリム化、その他として、ウェブ受付の推進による効率化、また、請求を隔月にするることによって料金請求に係る費用を抑制するという具体的な取り組みを行う予定にしているということでございます。

2 ページ以下がNTT東日本・西日本から総務省宛に報告された報告文書の写しでございます。

以上でございます。

○新美部会長　ありがとうございます。毎年行われる効率化のための具体的方策についてのご報告でございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご報告は確認いただいたということで処理させていただきます。

○新美部会長　以上で本日予定されております事項についての審議は終了いたしました。

この際、委員の皆様から、何か情報共有したほうがいいという点がございましたら、ご発言よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会につきましては、事務局より別途ご連絡差し上げたいと思います。皆様よろしくお願いたします。

○新美部会長　それでは、以上をもちまして本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会